

## 第6回補充立候補制度等のあり方に関する研究会

平成19年10月29日

【蒲島座長】 委員の皆様が全部おそろいですので、ちょっと時間は早いんですけども、ただいまから第6回研究会を開催したいと思います。

今日は大変お忙しいところお集まりいただき、どうもありがとうございました。今日が最後の研究会となる予定ですので、ぜひ活発なご議論をお願いしたいと思います。

本日は玉置委員がご都合によりご欠席です。それから、記者並びにカメラの方々は終わられましたか。終わったらご退席ください。

(報道関係者の撮影・退室)

【蒲島座長】 それでは、早速議事に入りたいと思います。初めに事務局から各資料に基づいて、説明をお願いいたしたいと思います。

【嶋補佐】 それでは、事務局のほうから資料のご説明をさせていただきます。お手元に準備しております、まず資料1と右肩に振っているものがございます。毎回でございますが、前回第5回研究会の議事要旨でございます。こちらのほうは、前回の研究会の議論につきまして事務局のほうでまとめさせていただきます、その後公表させていただきますものでございます。その下になりますけれども、研究会の報告書の関係につきまして、まず2枚のものでとめてございます骨子(案)というもの。それから次に要旨(案)というもの。そのあと、その下でございますが、補充立候補制度等のあり方に関する研究会報告書(案)ということで、最終案というもの。また一番下になりますけれども、その報告書の参考資料。以上の綴りににつきまして、資料として準備させていただいております。

本日ご議論いただきますのは報告書(案)でございますけれども、下から2つ目のホチキス留めした資料でございます、補充立候補制度等のあり方に関する研究会報告書(案)〔最終案〕というもので、若干ご説明をさせていただきたいと存じます。

こちらの最終案につきましては、前回第5回の研究会におきまして、事務局のほうから報告書(案)についてご説明をさせていただき、ご議論をいただきました。それを踏まえて、第2次案ということで、委員の皆様にもメール等を通じまして、ご意見をいただくような形でご意見をちょうだいして調整をしたところでございます。その後、座長のご了解もいただきまして、最終案ということで、この最終案につきましてもあらかじめ委員の皆様

様には、お届けをしてお覧いただくような形にさせていただいていたものでございます。

中身でございますけれども、1枚おめくりをいただきまして、目次でございます。前回第5回の研究会においてご覧いただいたものとの相違点を中心にご説明をさせていただきますと、まずこの目次につきまして、この報告書自体の章立てと申しますか、構成につきまして、若干変更しております。前半部分を第1章、後半部分を第2章という形で章立てにさせていただいたということと、それから構成の見出しにつきまして、算数字の1、それから括弧数字の1、それから丸数字、その後アイウエオという形で体裁を統一させていただいたというのが大きな変更点でございます。

さらにおめくりをいただきまして、先生方の名簿を載せさせていただいております。次に、前回の説明と重複いたしますが、「はじめに」という形で本研究会立ち上げの経緯について述べさせていただいております。

第1章に入りまして、1ページ以降であります。まず現行制度、それから課題について記述をしている部分でございます。3ページになりますけれども、補充立候補制度のあり方についての検討をしている部分であります。補充立候補制度のあり方につきましては、3ページ2の(1)基本的考え方ということで、まず基本的な考え方をここで述べているということでもあります。選挙期間中に候補者が死亡等したときには、選挙の実質的な競争性に疑義が生じるおそれがある。そのまま実質的な競争性を欠いたまま選挙が行われる場合には、有権者の意思が実質的に見て、必ずしも適切に選挙結果に反映されないおそれが生じるということでございます。

こういったことから、中ほど下のところになりますけれども、「したがって」ということで、選挙の競争性を回復し、有権者が当選人としてふさわしい者を選挙することができるようにするためには、補充立候補の機会が可能な限り確保されることが適当であると考えられるということで基本的考え方を記述しております。

それに基づきまして、一般の補充立候補の届出期間の延長、選挙期日の延期による補充立候補制度について検討ということでございます。

4ページのほうに移っていただきまして、まず(1)の基本的考え方に基づきまして、一般の補充立候補の届出期間の延長について検討をいただいた部分でございます。こちらにつきましては、現行の補充立候補の届出期間の定めというものは、補充立候補をできるだけ広く認めようという要請と、それから補充立候補者が加わった上での選挙運動の期間をできるだけ確保するという要請。こちらは補充立候補があったこと、なかったこと、あ

るいは補充立候補者の政見周知ということでありますが、そのバランスで決まっているということでございます。現在では、制度の基本的枠組みが構築をされました昭和20年代と比べまして、テレビ等のメディアやインターネットをはじめとする情報伝達手段は著しい発達を遂げているということで、その周知期間というのは短くてよいと考えられるということでございます。「ただ」ということで直前、つまり選挙期日の前日まで延長した場合は、実際に候補者サイド等の問題が出てくるということを書いたしまして、結論といたしまして、4ページの下から2つ目の段落のところでありますが、一般の補充立候補の届出期間を現行の「選挙期日前3日まで」から「選挙の期日前2日まで」に延長することが適当であると考えられるという結論をここで記述をしております。「なお」ということで、ここは地方公共団体の長と、そのほかの選挙を区別する必要がないということを書いておきます。

また1ページおめくりをいただきまして5ページになりますが、「また」ということで比例代表選挙につきましても、補充立候補関係の情報の周知というものに必要な時間というのはやはり短くて済むのではないかという考え方から、比例代表選挙の名簿の補充の届出につきましても、届出期間を相当程度延長することが適当であると考えられるという記述でございます。

次に(3)一般の補充立候補の届出期間経過後における対応について、ということでございます。こちらにつきましては選挙期日の延期による補充立候補機会の確保と、そのほかの選挙期日を延期せずに、選挙結果により事後的に対応する案、両方検討いただいたということでありますが、まず①でございます。選挙期日の延期による補充立候補機会の確保につきまして、現行制度で長の選挙につきまして、選挙期日の前日までに候補者が1人となったときに限り選挙期日が延期され、さらに補充立候補ができるという制度がございます。これは、長の選挙においては無投票当選というのは実質的に避けるという考え方に出的制度であるわけでありまして、1人にならない場合でも、そのまま選挙が行われた場合には、選挙の競争性に疑義が生じていけば、有権者の意思が実質的に見て必ずしも適切に選挙結果に反映されないおそれがございます。「したがって」ということで、この部分でありまして、地方公共団体の長の選挙においては、候補者の死亡等の時期にかかわらず、選挙期間を通じて補充立候補を経て、選挙の競争性を回復する機会が原則として確保されることが適当であると考えられるということでございます。「すなわち」ということでありますが、現行で候補者が1人となった場合に延期となっておりますが、候補者が1

人とならない場合であっても選挙期日を延期することによって、補充立候補の期間を確保するという考え方でございます。この点につきましては、候補者によって限定すべきではないかという議論があったところでございますので、そうした検討の経緯について以下記述をしております。ただ、そうした候補者によって限定するという考え方につきましては、候補者を平等に取り扱う原則から見て疑義があるということもございますので、適当ではないと考えられたということで記述をしております。この場合の制度設計ということにつきまして、6ページの中ほどの段落から記述をしております。ここにつきましては、また、現行の補充立候補の関係ですと、ここに記述をしてありますが、実質的に今の制度のまま延ばしますと、一般の補充立候補の届出期間の経過直前に候補者が死亡等をした場合については、実は時間の余裕がないということで、できないということになってしまいます。研究会の検討の方向といたしましては、長の選挙につきましては、候補者の死亡等の時点にかかわらず、補充立候補の機会が認められるべきだということでありますので、その点の手当てが必要であるということ。また、選挙期日当日にそうした事由が生じた場合については、管理執行面に支障が出るようなおそれもございますので、そうした支障が生じないような措置を講ずる必要があるということも記述しております。

最後にまとめまして、「具体的には」ということで結論でございますが、選挙の期日前3日までに候補者が死亡等したときは、選挙期日前2日まで補充立候補することができること。選挙の期日前3日後に候補者が死亡等したときには、選挙期日を延期し、延期された選挙の期日前2日まで補充立候補することができること。3つ目のポツであります。選挙期日当日に選挙期日が延期されることとなった場合については、選挙の管理執行面で極力支障が生じないよう、同日の期日前投票は行わないこととする等の特例を設けることが適当であると考えられるという結論でございます。

次に6ページの下ほどからでございますが、長の選挙において選挙期日を延期する場合の延期の日数であります。現行では5日後に延期することになっておりますが、選挙期日は日曜日に定められることがほとんどでございますので、5日ということになりますと、延期後の期日が平日になってしまうという問題がございます。この点については、有権者の選挙権の行使というものを考慮いたしまして、延期後の選挙期日も日曜日にすることができるよう現行の期日後5日に当たる日から期日後7日に当たる日に延期する日を変更することが適当であるということでございます。この場合、問題等も生じますけれども、繰り返しになりますが、選挙権の行使を容易にするということとの比較考量を考えればやむ

を得ないというふうと考えられるということで記述をしているところでございます。「なお」のところではありますが、この選挙期日を延期して行う、選挙期日の延期による補充立候補機会の確保については、地方公共団体の長の選挙以外の選挙に導入することについては、さらに検討することが必要であると考えられるという記述にしております。

次に②のところでございますが、選挙期日を延期せずに選挙結果により事後的に対応する方策でございます。これらについては、多岐にわたりご検討いただいたところでございますが、まず（ア）ということで、選挙期間中に候補者が死亡等したときは、無効投票率が一定率以上であることを再選挙事由とする案、それから8ページ中ほどにまいりまして、（イ）でございます。一般の補充立候補の届出期間経過後、候補者が死亡等したときは、法定得票数を加重し、投票総数——有効投票と無効投票の合計であります——の一定割合の得票を当選に至る要件とする案。さらに9ページ上のほうに移っていただきまして、（ウ）でございます。一般の補充立候補の届出期間経過後、候補者が死亡等したときは、当該死亡等した候補者に対する投票も有効投票として取り扱う案、この3つを中心に記述をしております。

以上の検討についてまとめまして、9ページの下ほどからでございますが、（ア）から（ウ）の検討案について、総括的に検討を加えているところでございます。これらのものにつきましては、現行の公職選挙法の選挙制度の基本的な考え方と相入れないということを中心として、前半書いております。10ページの上から3段落目になりますでしょうか。「特に」のところ、「特に本研究会に検討が要請されている補充立候補制度との関連でも」ということで、これらの検討案につきましては補充立候補を認めることによって、選挙の競争性を回復して選挙を行うこととしている補充立候補制度の考え方とは基本的に相入れないということで記述をしております。

最後、総括であります。これらの検討案については、現行の選挙制度の基本的な考え方と整合的ではないことから、本研究会に検討が要請されている補充立候補制度のあり方としては採用が難しく、選挙制度全体のあり方を新たにデザインする機会における検討課題であると考えられるというふうに結んでおります。

次に補充立候補の関係でもう1つの大きなトピックでございました投票のやり直しの関係でございます。候補者が死亡した場合の期日前投票・不在者投票の取り扱いについての検討でございます。10ページの3のところでございます。これにつきましては、まず、期日前投票・不在者投票をやり直すためには、一律にやり直すほかはないという趣旨のこ

とを、まず検討の前段として最初の11ページの2段落目まで含めまして、記述をしているところがございます。

そうしたことを分析した後に、「しかしながら」ということで、期日前投票・不在者投票をすべて一律にやり直すこととすれば、死亡した候補者に投票してやり直したいと考える有権者の意思には沿うこととなりますが、それ以外の候補者に投票して、そのままよいと考える有権者の意思には反するということを書いております。死亡した候補者によっては相当多数の有権者の意思に反することになる場合も想定されますので、投票のやり直しは、必ずしも有権者の意思に沿うとは限らないとか、言えないと考えられるということでございます。

「また」ということでその次の固まりに移っていただきまして、また、期日前投票・不在者投票これは選挙期日に投票することが困難であるために、事前に行っているものでありますので、選挙期日直前でやり直しということになった場合、実際には投票できないという事態が発生するおそれがございます。したがって、やり直す場合には当然やり直しの機会が確保される必要がございますが、そのためには選挙期日を延期して、やり直しのための期間をつくることが不可欠であると考えられるということでもあります。選挙期日の延期自体、大変に各方面に負担が大きいということでもありますので、期日前投票・不在者投票をやり直すために選挙期日を延期することは、適当ではないと考えられるということでございます。

次に、11ページの下の段落につきましては、選挙管理の実務の観点からも、相当な負担になるということ、あるいは実際にせっかく投票した有権者の投票の機会を事実上奪ってしまうおそれがあること等の問題点があるという記述をしております。

以上の議論をまとめまして、「したがって」ということで、選挙期日中に候補者が死亡したときに期日前投票・不在者投票をやり直すことについては、極めて困難であると考えられるということで、結論を述べております。「もとより」ということで直ちに選挙を中止しまして、再選挙とすれば当然期日前投票・不在者投票も再度やり直すことになるわけですが、再選挙にいたしますと、当然選挙の期日の延期以上に大きな負担になりますので、採用は困難であるということを書いております。また、最後の「なお」の段落でありますけれども、選挙の投票参加の呼びかけ等を行うに当たっては、こうした制度の趣旨も踏まえて周知に努める必要があると考えられるということを述べているわけでございます。

以上が前半の補充立候補制度等の関係であります。次が13ページ以降、第2章でござ

いまして、地方公共団体の長の選挙において、法定得票数を得た候補者がなかった場合の対応について述べているものであります。まず前半部分1ということで、現行制度と課題ということで、まず整理をしているのは第1章と同じでございます。14ページに移っていただきまして、14ページの下ほど、「2 検討」とございますが、ここから研究会の検討ということで書いております。さらに1枚めくっていただきまして、まず法定得票数の引き下げについて記述をしている部分でございます。法定得票数の引き下げにつきましては、現行4分の1を6分の1に引き下げるということをご検討いただいたわけですが、この2つ目の段落のポツで書いてありますように、地方公共団体の長が今までより少ない絶対得票数で選出され得るという考え方は適当ではないと考えられるということから、再選挙や再々選挙を避けることを目的として、法定得票数を引き下げることが適当ではないと考えられると結論づけていただいたところであります。

次の有力な方法といたしまして、決選投票制度についてご検討いただいた部分について、15ページの(2)からでございます。まず①ということで、再選挙制度との比較について記述をしております。現行の再選挙制度については、再選挙によっても当選人を定めることができない場合というのが、候補者の制限がございませんので、あり得るということでございます。当選人の決定までかなりの長期間を要するケースが発生する可能性を否定できないと。これに対しまして、決選投票制度においては必ず2回目の決選投票で当選人を定めることができるということでございます。ただ、「一方で」ということで、決選投票制度については様々な意見が研究会においてもあったところございまして、決選投票制度がなければ、地方公共団体の長が定められないようなケースは極めてまれであると考えられること。それから候補者調整等の機会があるというメリットが現行の再選挙制度にはあるのではないかとということ。広く人材を求める機会というのは排除すべきではないと考えられるという意見があったところでございます。

そうした議論があったわけですが、一方で導入する場合の制度案について、ご検討いただいたことについて記述しているのが②の部分であります。仮に導入する場合の制度案ということで検討していただいた分であります。これについては(ア)ということで過去の制度にもありました、過去の制度に近い考え方ということで1回目の選挙における法定得票数を有効投票の総数の2分の1以上に引き上げると。1回目の選挙で有効投票の最多数を得た候補者2人を候補者とする案ということでございます。これは、もともとの決選投票の基本的な理念と申しますか、考え方に整合的なわけですが、「しかしながら」と

ということで、今の我が国の選挙の実態に照らしますと、決選投票になる事例が頻発することになると考えられるため、現行の選挙風土にはなじみにくいと考えられるということで分析を書いております。

(イ)でございますが、こちらが現行どおり有効投票の総数の4分の1を法定得票数としたまま、上位2人で決選投票を行う案。さらに17ページにめぐっていただきまして、(ウ)の案であります。こちらは同じく法定得票数は現行どおり4分の1以上としたまま決選投票では、上位4人の候補者で決選投票を行うという案であります。これにつきましては決選投票制度のもともとの一般的な考え方について、記述をまずしておりますけれども、過去我が国にごさいました決選投票制度においても、そのときの法定得票数というのは8分の3以上というふうにされていたところでもありますから、必ずしも2分の1以上でないといけないということはないということ。それから、そうした考え方に立ちますと、決選投票制度は必ず2回目で当選人を決める制度であると位置づければ、現行どおり、法定得票数は4分の1以上としたままで、決選投票制度を導入するというのも現実的な方法だということ。さらにその場合については、4人の候補者で決選投票を行うということが適当であると考えられるということを記述しております。

さらに、制度設計に当たっての留意点といいますか、考え方といたしまして「また」でございますが、過去の昭和27年に廃止されました決選投票制度におきましては、2週間後に決選投票が行われる制度設計になっておりましたが、現在で仮に導入するような場合については、選挙準備に、当時より時間を要する状況になっておりますので、少なくとも4週間程度はあけなければならないと見込まれるということ。さらに「なお」ということで、争訟との関係については昭和27年に廃止された決選投票制度と同様、本来の選挙に対する争訟の提起に影響を受けることなく決選投票を行うことができるということが適当であるという制度設計についての考え方を記述しているところでございます。

以上を受けまして、18ページでございますが、(3)今後の課題ということで、決選投票制度につきましては、地方公共団体の長の不在期間が長期化するおそれを払拭するためには有力な方法であると考えられる。その場合には現行の法定得票数のままで、有効投票の総数の4分の1以上としたまま、最初の選挙で最多数を得た候補者4人を候補者として、決選投票を行う制度とすることが適当であるという考え方を述べています。「一方で」ということで、決選投票制度・再選挙制度についていろいろな意見もあるということで、決選投票の導入については、当事者である地方自治関係者や有権者等の意見を踏まえながら、

現行の再選挙制度と比較した決選投票のメリット・デメリットを勘案しつつ、引き続き検討される必要があると考えられるということで、記述をしたところでございます。「なお」ということで、争訟との関係については、現行の再選挙制度を維持する場合においても、最初の選挙に対する争訟が提起されたときにおいても再選挙を行うことができるということで、争訟がかかっている間は選挙できないというようにされている現行制度について、あわせて検討されるべきであると考えられるということで、問題提起をしているところでございます。

最後、「おわりに」というところでございますが、結びといたしまして、研究会の報告書を導き出すに当たりましてご留意いただいた点等について書いているところでございます。2つ目の段落であります、「このうち」ということで、補充立候補制度等のあり方については、もともと長崎市長選挙の事案という衝撃的な事件に端を発して、検討を要請されることになったということ。そうした経緯もありまして、さまざまな意見が各方面から寄せられたところでございます。そうしたさまざまな指摘を踏まえて検討したところであります。制度を検討していただくに当たりまして、あわせて現行の選挙制度の基本的な考え方との整合性、それから候補者によっては有権者の反応も異なったものになり得るといった観点にも留意しつつ、調査検討を進めていただいたという趣旨のことを書いております。

最後2つの段落でありますけれども、これらはそう頻繁に起こるものではございませんけれども、現行制度にこうした課題があるということは確かでございますので、最後、結びといたしまして、本報告書が制度改革に向けた一助となれば幸いであるということで結ばせていただいているということでございます。

各委員のほうからは、一々ご紹介はいたしませんでしたが、字句の修正を含めましてご意見をいただいたところでございます。それらにつきましては、基本的にはいただいたご意見に沿って修正をさせていただいているということでございます。雑駁な説明になりましたが、事務局からは以上でございます。

**【蒲島座長】** どうもありがとうございました。1つだけ気になったところがあるんですけども、5ページの一番上の段落ですね。衆議院比例代表選挙と、それから参議院の比例代表選挙においては、現行の期日前10日まではそれを相当程度……、これは何日とはっきり結論は出さなかったわけですね。これは国会のほうに投げてもいいわけですね。

**【嶋補佐】** 研究会としては、もともとの考え方としまして、候補者の選挙につきまして、周知の期間というのはメディア等が発達していますので短くてもよいという考え方で

すので、それとのバランスといたしますか、同じ理屈で総務省のほうにそのところは短くする方法で検討すべきであるというご指摘をいただいた記述だというふうに理解をしております。

【蒲島座長】 はい、ありがとうございました。先ほどの事務局のほうからご説明があったとおり、報告書案については各委員のご確認が済んでいるというご了解のもとで、この報告書の最終案をもって報告書としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【蒲島座長】 それでは、特に議論も異論もないようですので、お手元の報告書案をもちまして、補充立候補制度のあり方に関する研究会報告書として、決定したいと思います。

私は4時15分にこの報告書を総務大臣に提出いたします。また、研究会終了直後に座長の記者会見をする予定です。

報告書については皆様のご了解を得たわけですが、このほか先生方の中で何かご意見があればお願いしたいと思います。なければ、最終日でありますので皆さんの、この研究会に参加なさったご感想なり、あるいは批判なり思いつくままでよろしいですので、ご発言いただければ大変うれしく思います。

まず大竹さんから。

【大竹委員】 思いがけなくも、本研究会に参加させていただきまして、私は総務省、旧自治省で選挙の実務のほうを専らやっていた者ですが、この研究会でいろいろと先生方のご意見を拝聴しまして、目からうろこが落ちる思いを随分いたしまして、勉強できました。ありがとうございます。またこの研究会の報告書につきまして、蒲島先生あるいは事務局の方のご尽力で、この研究会での検討過程を的確に書き込まれた報告書をおまとめいただき、深く感謝申し上げます。

【蒲島座長】 小島委員。

【小島委員】 私も思いがけず、こういう研究会の委員に参加させていただいたということは、実務を預かっている者として大変光栄に思っているところでございます。ただ、かなり高度な理論も含まれていたような感じもいたしますので、実務をやる観点から私の言ったことが果たして的確だったのかどうか、そういった観点で非常に今現在思い悩む点もあるわけでございますけれども、本日こういう形で成案が得られ、新しい補充立候補制度のあり方について、方向性がある程度出たということについては大変好ましいことだなと思っております。

また、いろいろ先生方のご意見、またお話を聞いて大変勉強になりました。そういうように感じております。これからさらに実務について勉強させていただきまして、今後新しい確かな補充立候補制度が法案化されて法律になった時点で、きちっとできるように、さらに実務的な観点についての検討を実務を預かる立場として、していけたらと思っております。以上でございます。

【蒲島座長】 ありがとうございます。では只野先生。

【只野委員】 研究会に参加の機会をいただきまして、どうもありがとうございました。私、選挙制度の問題を研究しているんですが、実は日本の実務については非常に疎いところがございまして、特に今回具体的な問題をご提示いただいたり、それから特に実務家の皆さんからいろいろお話が聞けまして、大変勉強になりました。抽象的に考えていることと実際の動きとをどうすり合わせていったらいいのか、いろいろ難しいところがあるなどというのは改めて感じましたので、今後の研究の中でも参考にさせていただければと思います。

【蒲島座長】 谷口さんどうぞ。

【谷口委員】 大変お世話になりました。私自身も実務の問題、あるいは歴史的な沿革の問題、この研究会を通じてさまざまな発見をすることができました。この公職選挙法、政治資金規正法もそうですけれども、選挙法制というのは歴史が長い分、非常にいろいろな積み重ねがあって難しくなっている部分もありますので、おそらく早晚根本的にそれを見直すという機会も来るのではないかと思います、そうした機会にもこの研究会の報告書が役立つことがあれば、非常に幸いだと考えております。どうもお世話になりました。

【蒲島座長】 ありがとうございます。では米委員。

【米委員】 私もこういう機会をいただきまして、ほんとうに光栄に存じております。こういう形で新しい制度を生み出す可能性があるわけですが、ほんとうに実務的には、選挙期日の延期というかなり私たちにとっては厳しい内容になっておりますが、これも本来のこの研究会の目的でありますところを果たすために、こういう制度になったと思います。これを実務に反映できるように、スムーズにできるように、これからも引き続き検討していかなきゃならないことがあると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

【蒲島座長】 仲道さん。

【仲道オブザーバー】 オブザーバーとして参加させていただきまして、ほとんどお役

に立てずに申しわけありませんでした。仮に今後これが制度化されるといった場合に、逆に長崎の場合にはかなり事務処理能力はあった団体だと思っていますけれども、合併等で面積が県より広いような団体もできているというようなことを考えますと、そこらの今後の事務処理の問題というのが、やっぱり1つ課題になるのかなと思っています。以上です。

【蒲島座長】 ありがとうございます。それじゃあ、小堺さん。

【小堺オブザーバー】 私もこの研究会にオブザーバーという形で参加させていただきまして、大変いろいろな意味で勉強させていただいて、ありがとうございます。私のほうはどちらかというとやっぱり実務的な観点からの話というか、意見というか、そういうふうなものを申し上げてきていましたけれども、やはり制度的に広い視野で、また改めて検討する必要があるということもこの研究会で皆さんのご意見ご議論等を伺って、非常に参考になりました。ただ現実の問題として、私のところは第一線の実際の選挙の実務を管理執行する立場ということから考えますと、やはりこれが現実に制度化された場合にどう対応していくのかということが、もう1つ我々の第一線の立場にある者の大きな宿題になるのではないかとこのように考えています。ただ、いずれにしてもやはり、有権者の選択の幅をより確保するという点で、今回のこういった最終報告にまとめられたということもありますので、その趣旨に沿っていろいろなこれから実務的な課題について検討していく必要があるというふうに思っています。どうも大変ありがとうございました。

【蒲島座長】 どうもありがとうございました。それでは私のほうからも一言ごあいさつとお礼を申し上げたいと思います。まずこの研究会を立ち上げる前に、選挙部長のほうからお話があって、私はこれほど難しい問題であると思いませんでした。しかしながら、この研究会を通じてわかったことは、法律を変えるのは大変難しいなということと、やっぱりこれまでの法律というのはそれぞれ考えられた法律だから、それはそれなりに大変有効であるということがわかりました。それで、今回この報告書をまとめるに当たって、皆さんのご意見が生かされて、そして立派な報告書になったと私は思います。とりわけ、この報告書の中でいいと思ったのは、実際の変更点に至るまでの道のりを、いろいろなことを考えたということはこの報告書の中に盛り込んだということは、私としてはいい報告書ではないかなと思います。

私は座長にはあまり慣れておりませんので、後で議事録を読みますと非常に座長の発言が多いのと、ちょっと自省しなきゃいけないなと思いましたけれども、皆さんに助け

ていただいて無事座長の任務を終えることができるとてもうれしく思います。それから、やはり只野先生がおっしゃったように、実務家の人の話がとても重要だったなど。やっばり理論的に考えるだけでは、とてもいい制度設計はできないなというのが、今回ひしひしとわかった次第です。そういうことで、今回この座長を務めながら、それほど長い期間ではなかったわけですが、皆さんと真剣に討論することができて、かつ、とてもすばらしい報告書ができたんだというふうに私は思っています。とりわけ、その報告書の作成に当たっては、久元選挙部長、田口及び安田両選挙課長、それから嶋課長補佐、そのほか事務局の方々、大変なご苦勞だったと思います。そういう意味では、最後に事務局の方々にも心からお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、最後に選挙部長のほうから一言。

**【久元選挙部長】** 一言御礼を申し上げたいと思います。この研究会も今日で6回目ということになりまして、おかげさまでこういう形で研究会の報告書を取りまとめいただくことができました。この間、大変お忙しい中ご出席をいただき、また今、座長のお話にもありましたように、理論面、また実務面のそれぞれの観点から精力的にご論議をいただきました。心からお礼を申し上げる次第でございます。

この問題は、現職の長崎市長が選挙中に銃撃されて亡くなられ、今の制度にすき間があるというところから出発をしたわけでありまして。まさに、ほんとうに針の穴に糸を通すような、非常に難しい問題であったわけでありまして、一番大きい問題でありました、補充立候補のあり方につきましては、明確な方向をお出しいただきましたし、また期日前投票・不在者投票のあり方、また決選投票につきましても明快な議論の整理を行っていただけたと思っております。

この報告書をいただいた私どもといたしまして、まずやらなければいけないことは、この報告書の内容を正確にできるだけ広く、特に地方6団体をはじめとする関係者の皆様によく説明をさせていただいて、そして議論をしていただくということ、そして選挙制度の改正には、政党のご判断が必要ですので、各政党によく説明をさせていただいて、そして議論をしていただくということがまず求められると思っております。そういう手続が必要であるわけですが、私どもといたしましては、やはりこの報告書で書かれている方向性を実現させるつもりで取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞ座長の蒲島先生をはじめ委員の皆様のご支援、またご指導をいただきますようお願いを申し上げます。

また、この報告書は具体的な方策をこういうふうにするということにとどまらず、いろいろな幅広い、また奥の深いご示唆をいただいたと思っております。無効票の取り扱い、また有効投票の考え方、また死亡した候補者に対する投票を有効にするというような考え方など、いろいろなご論議をいただきました。公職選挙法は内在する矛盾も含めて、いろいろな課題を抱えております。これからいろいろな議論が行われると思いますが、この報告書は、いろいろな議論を行っていく上で非常に大きな示唆になるというふうに信じます。この研究会はこれで閉じるわけでありまして、どうかこれを機会に私どもに対しまして、引き続きご指導、またご助言をいただきますようお願いを申し上げながら、簡単ではありますがお礼とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**【蒲島座長】** それでは、以上で研究会を終了させていただきます。ほんとうに委員の方々、大変ありがとうございました。心からお礼申し上げます。